

日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の仕様変更に伴う対応について  
(東京事務所からのご案内)

2019年4月26日  
日本商工会議所 東京事務所

今般、第一種特定原産地証明書発給システム（以下「発給システム」）において、日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の「3.Means of transport and route(as far as known)」欄について、「項目名の印字」および「船積日の印字」に関するシステム制御の変更を実施いたしますが、これに伴う東京事務所での対応についてご案内いたします。

変更の詳細については、こちらをご覧ください。

[『日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の「3.Means of transport and route\(as far as known\)」欄に関する仕様変更について』](#)

5月10日（金）午後15時までのご申請分

システム制御の変更が反映されません。

※ただし、ご申請内容に不備がある場合や、確認事項がある場合には、

システム制御の変更反映後の発給となることがありますので、予めご了承ください。

5月10日（金）午後15時以降～5月12日（日）のご申請分

ご申請をいったん「保留」とさせていただきます、5月13日（月）以降に申請者様へ申請内容の確認をさせていただいた後、証明書を発給いたします。

※お電話が繋がらない等、ご担当者様と連絡が取れない場合は証明書の発給が遅くなる場合があります。

5月13日（月）以降のご申請分

システム制御の変更が反映されます。

なお、証明書の記載内容変更を希望する場合には、「再発給」の手続きが必要です。

新規でのご申請は法令違反となりますので、十分にご注意ください。

再発給申請については、こちらをご参照ください。

[『再発給 の手続きについて～記載事項に変更が生じた場合／紛失した場合～』](#)

以上